

固定資産税（償却資産）の特例措置について

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業のうち、一定の要件を満たす方は、対象資産の固定資産税課税標準額が軽減されます。

■要件

① 対象者

資本金 1 億円以下の法人、従業員数 1000 人以下の個人事業主等のうち、
先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）

② 対象期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日の間に導入(取得)された設備

③ 対象設備

雇用者給与等支給額を 1.5%以上とする賃上げ方針を従業員に表明(賃上げ表明)したことを位置づけた先端設備導入計画に従い取得する設備であり、投資利益率が年平均 5%以上の投資計画に記載された設備

【減価償却資産の種類（最低取得価格）】

- | | | |
|-----------------------|------------------|----------------------------|
| ・機械装置（160 万円以上） | ・器具備品（30 万円以上） | ※建物と一体となって
効用を果たすものを除く。 |
| ・測定工具および検査工具（30 万円以上） | ・建物附属設備（60 万円以上） | |

④ その他要件

- ・生産、販売活動等の用に直接供されるもの
- ・中古資産でないこと

■特例率（課税標準額に乗ずる割合）

① 1.5%以上の賃上げ表明されたもの

3 年間 2 分の 1 に軽減

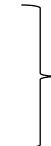
② 3%以上の賃上げ表明されたもの

5 年間 4 分の 1 に軽減

■特例を受けるには

償却資産の申告時に、

- ・償却資産課税標準の特例承認申請書
- ・先端設備等に係る投資計画に関する確認書の写し
- ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面



を提出下さい。

※地域経済振興課から税務課への情報提供に同意をされていない場合は以下の書類も必要です。

- ・先端設備等導入計画に係る認定についての写し
- ・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し
- ・先端設備等導入計画の写し
- ・先端設備等導入計画に関する確認書の写し

【お問合せ先】

彦根市税務課 資産税係

〒522-8501 彦根市元町 4 番 2 号

TEL : 0749-30-6138 (直通)